

愛知県地域保健医療計画の見直しについての概要

1 趣旨及び見直し方針

昭和 60（1985）年の医療法の一部改正により、地域における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）の策定が各都道府県に義務付けられました。

愛知県は、昭和 62（1987）年 8 月に「愛知県地域保健医療計画」を作成し、令和 6（2024）年 3 月の改定を入れて、10 回見直しを進めてまいりました。令和 6 年の改定では、基準病床数を見直し、記憶にも新しい新興感染症発生・まん延時における医療を追加したところで

す。

令和 8（2026）年は、令和 6（2024）年の改定から 3 年目にあたることから中間見直しを行います。

見直しの内容としては、おおむね、現行の医療計画の時点修正となっており、これに令和 22（2040）年を見据えた次期地域医療構想の内容（在宅医療対策や外来医療計画や医師確保計画の推進など）を反映させていく予定です。

2 スケジュール及び協議体制

計画策定のスケジュールについて

愛知県

令和 8 年（2026 年）2 月に県医療体制部会で計画の基本方針を検討

3 月の医療審議会で計画の基本方針の決定と諮問

愛知県東三河北部圏域

当会議に諮り、9 月中旬までに県へ試案（案）として提出。

愛知県

令和 8 年（2026 年）10 月に医療体制部会で試案が決定

11 月に医療審議会で計画の原案の決定

愛知県東三河北部圏域

東三河北部圏域において、冬頃に修正案を 2 回目の当会議で検討。

愛知県

3 月の医療審議会で最終審議の後、公示

3 計画の構成

県計画では、第 1 部総論に第 1 章計画の基本理念、第 2 章地域の概況等が記載されており、第 3 部医療提供体制の整備の第 12 章で 2 次医療圏における医療提供体制を各医療圏計画ごとにまとめて記載しております。

圏域で作成する項目の内容は、

- 1 地域の概況
- 2 保健・医療施設
- 3 圏域の医療提供体制
 - (1) がん対策
 - (2) 脳卒中対策
 - (3) 心筋梗塞等の心血管疾患対策
 - (4) 糖尿病対策
 - (5) 精神疾患対策
 - (6) 救急医療対策
 - (7) 災害医療対策
 - (8) 新興感染症発生・まん延時における医療対策
 - (9) へき地保健医療対策
 - (10) 周産期医療対策
 - (11) 小児医療対策
 - (12) 在宅医療対策

となっており、項目は変わっておりません。

※資料 1 - 2 で計画の変更箇所は、網掛けをしております。